

令和5年度(2023年度) 松本市職員採用資格試験要綱【9月試験】

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

受付期間	令和5年8月 3日(木) から 8月17日(木) <u>17時まで</u>
第1次試験	令和5年9月17日(日)

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
大学卒業程度	行政F	若干名	【セカンドキャリア】昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人【満36歳から満45歳までの方】
	管理栄養士	若干名	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、すでに管理栄養士の資格を取得している人又は令和6年3月までに当該資格を取得見込の人【満22歳から満35歳までの方】
高校卒業程度	行政事務	若干名	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人【満18歳から満25歳までの方】
	行政事務 (障がい者枠)	若干名	【障がい者枠】平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件を満たす人 ・事務職として職務の遂行が可能であること ・活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できること 【満18歳から満25歳までの方】
	土木 電気 機械	各若干名	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、左記試験区分の専門課程を卒業又は令和6年3月までに卒業見込の人【満18歳から満25歳までの方】
資格 専門職	獣医師	若干名	昭和48年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、獣医師免許を取得している人、または令和6年3月までに取得見込の人【満24歳から満50歳までの方】

※1 高卒程度の試験については、4年制大学の卒業生及び卒業見込者は受験できません。

※2 【 】内の年齢は参考。受験資格の有無については、必ず生年月日でご確認ください。

- (1) 日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)
- (2) 住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。
なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。
- (3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

(1) 第1次試験

【全試験区分共通】

試験の種目	出題分野
教養試験(Light) 択一式 60題 試験時間 75分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題

【専門試験等】

試験区分		試験の種目	出題分野
大学卒業程度	行政F	事務適性検査 択一式 100題 検査時間 10分	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの
	管理栄養士	専門試験 択一式 30題 試験時間 90分	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
高校卒業程度	行政事務 (含障がい者枠)	事務適性検査 択一式 100題 検査時間 10分	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの
	土木	専門試験 択一式 30題 試験時間 90分	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	電気		数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
	機械		数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）、電子機械

※獣医師は専門試験を行いません。（全試験区分共通の教養試験のみ実施）

(2) 第2次試験および第3次試験

第2次試験 (第1次試験合格者対象)	動画面接	人柄、性向等についての面接、適性判断 (2分程度の自撮り動画を2次試験前に登録)
	第2次面接試験 (個別面接)	人柄、性向等についての面接
第3次試験 (第2次試験合格者対象)	第3次面接試験(個別面接) 資格審査	人柄、性向等についての面接

3 試験日時、試験会場及び合格発表

(1) 第1次試験

日 時	9月17日(日) 受付 午前 9時20分～10時00分
試験会場	松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 ※専用の駐車場は確保しておりませんので公共交通機関等での来場にご協力ください。
合格発表	10月上旬の予定です。 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページにも掲載します。

(2) 第2次試験（詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。）

日時・会場等	大卒程度 資格専門職	10月12日(木)～10月14日(土)のいずれか1日の予定です。
	高卒程度	10月18日(水)～10月19日(木)のいずれか1日の予定です。
合格発表	11月上旬の予定です。	

(3) 第3次試験（詳細は、第2次試験合格者に対し、別途お知らせします。）

日時・会場等	11月中旬の予定です。
合格発表	12月上旬の予定です。

※ 第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験手続等

(1) 受付期間 令和5年8月3日(木)から8月17日(木) 17時まで

(2) 申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由 (<https://imk.pw/c/6gCTfSTJ4yE6PrT5>) で、お申し込みください。

松本市ホームページ

令和6年度(2024年度)採用予定の松本市職員採用資格試験【9月試験】

(基本情報 > 職員人事・採用 > 採用情報でも検索できます)



(ホームページのリンクを使わず、直接申し込む方はこちら)

インタビューメーカー



なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに職員課人事担当へご相談ください(平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず(ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く)申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

(3) 申込み方法

インターネット(スマートフォン、PC、タブレット端末)から、松本市役所のホームページに掲載している「受験申込の手順」を必ず確認し、手順に従ってお申し込みください。

※ 申し込みは一時保存ができません。事前に証明写真データ(上半身、無帽・無マスク、正面)をご用意ください。また、志望動機、やってみたい仕事、仕事上最も大切にしたいことなど、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

※ 履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。

5 採用

(1) 最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、令和6年(2024年)4月1日以降順次採用する予定です。

なお、卒業又は資格・試験等を必要とする試験区分で、卒業又は資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和7年(2025年)3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

(3) 採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただくこともあります。

6 給与

(1) 初任給(月額)は下記のとおりですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。

ア 大学卒業程度(新規大学卒業者)	185,200円
イ 高校卒業程度(新規高校卒業者)	154,600円
ウ 資格専門職(新規6年制大学卒業者)	213,600円
エ セカンドキャリア(受験時36歳)	223,300円～

(2) 前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

(3) 各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。(地域手当3%など)

7 試験区分による主な職務内容

試験区分	主な勤務予定部署	主な職務内容
行政	市役所全課	行政各分野における業務全般
管理栄養士	健康づくり課、保健予防課、保育課、学校教育課、学校給食課等	栄養指導、栄養管理、食品衛生管理、計画策定、食育の推進等
土木	建設部全課、耕地課、森林環境課、上水道課、下水道課等	土木・都市整備関係の計画調査、設計、施工監理等
電気	公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等	市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等
機械	公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等	市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等
獣医師	保健所、食肉衛生検査所等	食品衛生・環境衛生に関する監視、動物愛護、と畜検査所等の専門的業務など

※ 主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属となったり、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

(1) 「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

(2) 「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 その他

(1) 松本市は時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を求めています。

- ・変化する社会状況の中で積極性・柔軟性・実行力を持ち挑戦と改革を続ける職員
- ・専門的な知識を持ち、課題設定・解決力や創造力を発揮できる職員
- ・互いを認め合い、高め合いながら組織力の向上に貢献できる職員
- ・市民が豊かさや幸せを感じ続けられるよう考え行動できる職員

(2) 次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。

- ・地域づくり活動やスポーツ・文化・芸術サークル活動等において中心的・指導的立場で活躍した実績がある方
- ・外国語（特に中国語・英語・ポルトガル語）に堪能な方

10 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部職員課へお問い合わせください。

電話：直通（0263）34-3275 代表（0263）34-3000（内線1153）

職員課人事担当メールアドレス：jinji@city.matsumoto.lg.jp

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。
 試験を申し込まれる方は、必ず受験をするようお願いいたします。
 松本市に就労の意志のない方、過去に連絡もなく試験を欠席された方の受験は固くお断りします。